

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
4月24日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 一 県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
 - 二 最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
 - 三 県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………
 - 四 指定代理納付者の指定(事務課)……………
 - 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)……………
 - 六 生活保護法の規定に基づく施設機関の指定(厚政課)……………
 - 七 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………
 - 八 救急診療所でない医療機関(医療政策課)……………
 - 九 救急診療所の認定(医療政策課)……………
 - 一〇 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………
 - 一一 道路の区域の変更(道路整備課)……………
 - 一二 道路の供用の開始(道路整備課)……………
 - 一三 都市公園の区域の変更(都市計画課)……………
 - 一四 ○公告
 - 一五 平成三十年危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課)……………
 - 一六 平成三十年消防設備士講習の実施(消防保安課)……………
 - 一七 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………
 - 一八 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
 - 一九 県管上洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………
 - 二〇 契約の締結(都市計画課)……………



山口県告示第百六十八号

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百二十円」を「三千九百三十円」に改める。

山口県告示第百六十九号

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「四、七五一円」を「四、七四八円」に、「一三、二八七円」を「一三、二八四円」に、「五、三三三円」を「五、三七七円」に、「五、八九四円」を「五、九六七円」に、「一三、九五八円」を「一四、二五五円」に、「六、一三三円」を「六、三〇四円」に、「一六、四五六円」を「一七、三五三円」に、「六、六五四円」を「六、六七三円」に、「一九、一五七円」を「一九、二八六円」に、「六、八九三円」を「六、

九二六円」に、「二一、二七九円」を「二一、三九三円」に、「七、〇三一円」を「七、〇二〇円」に、「二四、二六九円」を「二三、九〇五円」に、「六、七九二円」を「六、八一二円」に、「二五、六三〇円」を「二五、二五七円」に、「六、一九一円」を「六、三三三円」に、「二四、九七六円」を「二四、八五九円」に、「五、〇〇九円」を「五、一四二円」に、「二〇、二九七円」を「一九、七二六円」に、「三、九二〇円」を「三、九三〇円」に、「一五、五五八円」を「一五、二九一元」に改める。

山口県告示第七十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

表常時介護を要する状態の項中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千十円」を「五万七千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

山口県告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町一番三号

- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
ふるさと納税（山口ゆめ花博応援ふるさと納税を除く。）（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 三 指定の期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

山口県告示第七十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

周南市大字鹿野下字中木屋ノ谷八五番五のうち別図に示す区域、八五番二のうち別図に示す区域及び一九四三番二のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

山口県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
横井 輝彦	みさと鍼灸整骨院	玖珂郡和木町和木一丁目八番 二二一二号	平成三〇、三、一五

山口県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
エポックワン 有限会社	周南市城ヶ丘三丁目一番三三三号	ヘルパーステーションこもれび	周南市大字久米二六六五の七	訪問介護	平成三〇、三、一
〃	〃	デイサービス 十人十色	周南市城ヶ丘四丁目三五三六の一	認知症対応型通所介護	〃
〃	〃	こもれびダン デイクラブ	〃	小規模多機能居宅介護	〃

山口県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
エポックワン 有限会社	周南市城ヶ丘三丁目一番三三三号	デイサービス 十人十色	周南市城ヶ丘四丁目三五三六の一	介護予防 認知症対応型通所介護	平成三〇、三、一

〃
〃
〃
〃
こもれびダン
デイクラブ
〃
〃
介護予
防小規
模多機
能型居
宅介護

山口県告示第百七十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	所在地
医療法人EMS松永救急クリニック	美祢市大嶺町東分字沖田二二〇の一

山口県告示第百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	所在地
医療法人EMS植田救急クリニック	美祢市大嶺町東分字沖田二二〇の 平成三三、三、三一

山口県告示第百七十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十六年山口県告示第百三十八号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成三十年三月三十一日限り消滅した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

下関市西部加入区

山口県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 仙崎港線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	敷地最狭 二二・二二	二二・二二	七四・七	道路改良工事の完了による。
敷地最狭 二六・二二	二二・二二	敷地最狭 二二・二二	二二・二二	七四・七	

道路の種類 県道
路線名 長門油谷線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	敷地最狭 一一・〇〇	一一・〇〇	一八・〇	道路改良工事の完了による。
敷地最狭 一三・二〇	一一・〇〇	敷地最狭 一一・〇〇	一一・〇〇	一八・〇	

山口県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
仙崎港線	長門市東深川字西中ノ坪八九二の一二地先から 同市東深川字東中ノ坪七九八の一地先まで	平成三十年四月二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
長門油谷線	長門市油谷津黄字崩ノ下二二〇の二地先	平成三十年四月二十五日

山口県告示第百八十一号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成三十年五月十四日から施行する。

その関係図書は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市公園の名称
山口きらら博記念公園
- 二 都市公園の位置
山口市阿知須字遠石
- 三 変更に係る区域
山口市阿知須字遠石の一部

- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

- (一) 消火設備
 - 平成三〇、九、一九 午前九時三十分から
午後五時まで
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
 - 〃 〃 二〇 〃 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(二) 警報設備

- 平成三〇、一〇、二 午前九時三十分から
午後五時まで
宇部市大字川上七四
山口県農業協同組合
- 〃 〃 三 〃 〃
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
- 〃 〃 四 〃 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

- 平成三〇、一〇、二三 午前九時三十分から
午後五時まで
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター
- 〃 〃 二四 〃 〃
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
- 〃 〃 二五 〃 〃
宇部市大字川上七四
山口県農業協同組合

三 講習の科目

- (一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (三) 効果測定
- 四 講習の一部免除
 - 一 の種類講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成三十年七月十八日(水曜日)から同年八月十七日(金曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協

会に提出すること。

六 提出書類

- (一) 受講申請書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- 七 受講手数料
講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三―二三九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九二二―七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(八八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年四月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年四月二十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇
山口県知事 村岡 嗣政

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
代表者の氏名 田中 康男

変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

松月堂製パン株式会社

四 届出年月日

平成三十年四月六日

五 変更年月日

平成三十年二月二十八日

(八九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年四月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一一の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	横川 勝己	—

四 届出年月日

平成三十年四月六日

五 変更年月日

平成三十年三月三十一日

(九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年十二月八日山口県公告(三一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス東大和町店

所在地 下関市東大和町一丁目一五の六

二 意見の概要

街並みづくりについて配慮を求める。

(九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年十二月八日山口県公告(三一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス虹ヶ浜店

所在地 光市虹ヶ浜二丁目一〇の一〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九二) 県営上洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

上洗川地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県管上洗川地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年四月二十五日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年三月二十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千六百六十円

七 入札公告日

平成三十年二月九日

八 その他

(一) 契約担当者

(一) 山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

平成三十年四月二十四日印刷
平成三十年四月二十四日印刷

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事庁